

重要事項のご説明

この画面では、家畜共済の肉豚共済特定肉豚（以下「肉豚共済」）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずご一読いただき、お申込みいただくようお願いします。

契約概要

肉豚共済の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については弊組合のホームページ「事業規程」をご覧ください。

○用語のご説明

共済目的	補償の対象となるものです。
共済掛金期間	共済目的が補償の対象となる期間です。
共済価額	共済目的の基準期間ごとに、当該基準期間の開始時に飼養している評価額の合計金額です。
共済金額	共済目的に対する補償金額のこと、お支払いする共済金の限度額です。
共済金	共済事故が発生した際に、弊組合がご契約者やその指定された受取人に支払う金額です。
共済事故	共済金が支払われる損害の原因になる事由です。
共済掛金	補償に対する対価としての、掛金総額です。
国庫負担共済掛金	共済掛金の内、国が負担する金額です。
組合員等負担共済掛金	共済掛金から国庫負担共済掛金を差引いたご契約者に負担いただく金額です。
賦課金	ご契約者にご負担いただく事務手数料です。
基準期間	各基準日の翌日から次の基準日までの期間です。
基準日	共済掛金期間開始日から1月を経過するごとの日です。
特定事故	火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項（ニパウィルス感染病、豚テシオウィルス性脳脊髄炎）に規定する届出伝染病に限る。）、風水害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡です。 ※家畜伝染病にあっては患畜又は疑似患畜、届出伝染病にあっては真症のものです。
待期間	ご契約成立後、原則補償の対象外となる期間です。 ○新規加入時は、その日から2週間 ○出生及び導入した個体は、次の日から2週間
死廃共済金支払限度額	過去の被害率が高い方に設定され特定事故以外の共済事故に適用する補償上限額です。
危険段階別共済掛金率	ご契約者ごとの過去の損害率に応じた掛金率です。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 制度の仕組み

契約概要

肉豚共済は、農業保険法に基づき、不慮の死亡事故等によるご契約者が飼養する肉豚に係る損失を補てんし、農業経営の安定をはかることを目的とした政策保険です。

(2) 共済目的及び加入資格者

契約概要

①共済目的

出生後第20日の日（離乳していない場合は、離乳した日）に達している肉豚が加入できます。なお、共済掛金期間中に該当する個体は全てご契約の対象となります。

②加入資格者

群馬県内に住所を有し、養豚の業務を営み、次のことについて協力が得られる方となります。

- ・母豚の頭数、畜舎の構造や敷地面積、肉豚の飼養頭数及び事故の確認のための立ち入り調査
- ・過去3年間の繁殖成績と出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、今後も同様に記録すること
- ・過去3年間において加入者の飼養する母豚から出生した豚が出荷する肉豚のおおむね全頭を占め、今後もその生産体制を維持すること
- ・過去3年間において肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、今後も同様に協力が得られる者に出荷すること

(3) 共済事故及び補償の対象にならない主な事項

契約概要

注意喚起情報

①共済事故

次の場合を除く死亡

- ・と殺による死亡
- ・家畜伝染病予防法第58条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡

☆事故除外方式

飼養経験年数が継続して5年以上、飼養頭数が200頭以上の場合には、特定事故のみを補償の対象にする加入方式（事故除外方式）を選択することができます。補償対象となる共済事故は限定されますが、掛金負担を抑えられます。

②補償の対象にならない主な事項

- ・ご契約者又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ・ご契約者と同一世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- ・ご契約者（ご契約者が法人であるときは、その法人の業務を執行する役員を含む。）が植物防疫法の規定に違反したことによって生じた損害
- ・正当な理由なく組合員等負担共済掛金及び賦課金の支払いが遅滞した場合
- ・通常すべき管理その他損害防止の義務を怠り生じた損害

- ・待期間中に発生した次のア～ウの場合を除いた共済事故
 - ア. 共済事故の原因が補償開始後に生じたことが明らかな場合
 - イ. 他の加入者の飼養管理のもと2週間以上共済関係があり、譲渡後1週間以内に導入された場合
 - ウ. ご契約者の飼養する母豚から出生し、共済関係成立後に出生後第20日の日（離乳していない場合は、離乳した日）に達している場合

(4) 共済掛金期間

契約概要

原則、1年間となります。ただし、始期又は終期を統一する必要がある場合には1年末満とすることができます。

(5) 共済価額

契約概要

基準期間ごとに、当該基準期間の開始の時に飼養している肉豚の頭数に評価額を乗じて算出します。なお、評価額は家畜市場等の過去一年間の肉豚の平均取引価額に換算係数（共済目的の基準を満たす日齢に調整するためのもの）を乗じたものです。

(6) 共済金額

契約概要

共済掛金期間開始時の共済価額に付保割合を乗じて算出します。付保割合は80%～40%の範囲で選択できます。

(7) 共済金

契約概要

注意喚起情報

次のA、Bの内、いずれか小さい額を共済金としてお支払いします。

A：（事故家畜の評価額－肉皮等残存物価額－補償金）×共済金額÷共済価額

B：事故家畜の評価額－肉皮等残存物価額－補償金一手当金

※共済価額は「(5) 共済価額」のとおり基準期間ごとに変わります。

※「共済金額÷共済価額」した値については80%が上限になります。

※一般事故については、死廃共済金支払限度額の範囲内で共済金が支払われます。

(8) 他人の家畜の扱い

契約概要

注意喚起情報

他人の家畜を飼養する方がご契約された場合、所有者が共済金を請求する権利について先取特権を有することになります。当該ご契約者は損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、弊組合に対して共済金を請求することができます。

(9) 納入額と払込方法等

契約概要

①共済掛金

共済金額×共済掛金率によって算出されます。

共済掛金の40%に相当する金額を国が負担（国庫負担共済掛金）し、残りをご契約者が負担（組合員等負担共済掛金）します。

なお、共済金額に乘じる共済掛金率は、群馬県内の過去20年間の被害率と、ご契約者ごとの過去の損害率に応じて毎年更新される危険段階別共済掛金率の区分に応じて毎年見直されます。

②納入額

組合員等負担共済掛金と賦課金を足したもの（以下「共済掛金等」）になります。

③払込方法

原則、口座振替をおすすめしておりますが、お振込みも可能です。

また、共済掛金期間が6か月以上で組合員等負担共済掛金が3万円以上の場合には、保証人を立てていただくことで分割払いも可能です。

○口座振替対応金融機関は次のとおりです。

- ・群馬県内JA
- ・群馬銀行
- ・東和銀行
- ・足利銀行
- ・しののめ信用金庫
- ・利根郡信用金庫
- ・高崎信用金庫
- ・桐生信用金庫
- ・北群馬信用金庫
- ・アイオー信用金庫
- ・館林信用金庫
- ・中央労働金庫
- ・群馬県信用組合
- ・ぐんまみらい信用組合
- ・あかぎ信用組合
- ・ゆうちょ銀行

④払込期限

共済掛金期間開始日の前日までに払込みください。ただし、継続加入の場合には直前の共済掛金期間満了日の翌日から起算して2週間、払込期限の猶予期間が設定されます。この猶予期間は分割払い時の払込期限にも適用されます。期限までの払込みが確認できない場合は、共済関係が失効となります。また、分割払いの2回目以降の払込みが確認できない場合は、分割払い払込期限の翌日から払込みまでの間の共済事故は全額免責となりますのでご注意ください。

（10）満期返戻金・契約者配当金

契約概要

満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

（1）告知義務

注意喚起情報

ご契約者には、告知義務が発生します。告知義務とは、ご契約時に告知事項について事実を正確に知らせる義務の事です。告知事項とは加入申込書の記載内容及び損害の発生の可能性に関する重要な事項の内、弊組合が告知を求めたものとなります。

故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかった時は、弊組合は共済関係を解除し、共済掛金等は返還しませんのでご注意ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

（1）通知義務

注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく弊組合までご連絡ください。ご連絡がない場合、共済金をお支払いきれないことがありますので十分にご注意ください。

①共済事故が発生した場合

- ・豚が死亡した場合

※死亡豚の確認に伴いカラースプレー等によるマーキングをします。

②共済目的に異動が発生した場合

○発生した際にご連絡いただく事項

- ・農場の譲受け、畜舎の増築等により飼養頭数が大幅に増加した場合
- ・共済事故（火災・自然災害・伝染病等）の発生による飼養頭数の減少を補うため家畜を導入した場合
- ・養畜の業務の規模の著しい変更に伴い家畜を飼養しないこととなった場合

○基準期間終了の都度ご連絡いただく事項

基準期間内の次の頭数

- ・産仔頭数
- ・離乳頭数
- ・導入頭数
- ・死亡頭数
- ・出荷頭数
- ・繁殖仕向頭数
- ・母豚頭数

※報告用の様式例がありますので、お問合せください。

③農業経営収入保険（以下「収入保険」）に加入する場合

（2）共済事故に伴う共済金額の削減

契約概要

注意喚起情報

共済事故が発生した基準期間の次の基準期間から、共済金に相当する金額分が共済金額から減額されます。

（3）異動に伴う契約変更

契約概要

注意喚起情報

○増額の場合

導入又は出生により共済価額が増加したことに伴い共済金額の増額を希望される場合には、当該異動が発生した基準期間の次の基準期間の開始の日から2週間以内に弊組合にご連絡ください。共済掛金等の再計算を行い、差額分を追加納入していただきます。

なお、共済金額の増額は差額分の共済掛金等を納入いただいた日の翌日から効力が生じます。

○減額の場合

共済事故又は規模縮小により共済価額が著しく減少したことに伴い共済金額の減額を希望される場合には、当該異動が発生した基準期間の次の基準期間の開始の日から2週間以内に弊組合にご連絡ください。共済掛金等の再計算を行い、差額分の返還をします。

なお、共済金額の減額は弊組合が受理した日の翌日から効力が生じます。

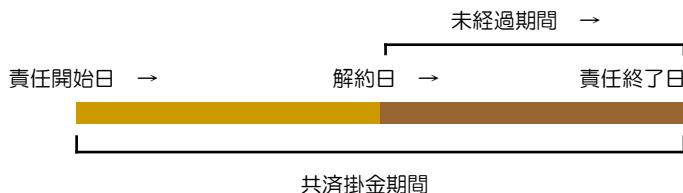
（4）収入保険への移行に伴う契約変更

契約概要

注意喚起情報

子豚及び育成豚の販売を行っているご契約者が共済掛金期間中に保険期間が開始する収入保険に加入した際には、肉豚共済との同時加入はできません。そのため、肉豚共済の共済関係を解除、共済掛金等及び共済金の再計算を行います。再計算の結果によって、追加納入又は払い戻しが発生します。

★未経過期間



（5）養畜の業務をやめたことに伴う契約解除

契約概要

注意喚起情報

養畜の業務をやめたことに伴い共済関係を解除される場合には、弊組合に申し出てください。弊組合にて現地確認等を行い事実関係に相違がなければお申し込みのあった日で共済関係を解除、共済掛金等及び共済金の再計算を行います。再計算の結果によって、追加納入又は払い戻しが発生します。

(6) 共済契約の承継

契約概要

譲渡人が養畜の業務を廃止した場合に限り譲受人がご契約の承継を希望する場合は、当該譲受けの日から2週間以内に当該譲受人の住所、共済目的の所在地、その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、弊組合に承諾の申請を行ってください。後日、承諾可否を通知いたします。

※譲受人が既に家畜共済に加入している場合には、共済契約の承継ではなく共済目的の異動として扱います。

(7) 途中解約

契約概要

注意喚起情報

共済掛金期間中にご契約者都合による途中解約を希望される場合には、原則として共済掛金等の返還はしませんのでご注意ください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 財務状況悪化時等の取扱い

注意喚起情報

国と保険関係を結び危険分散を図っていますが、弊組合の業務又は財産の状況の変化によって共済金、解約返戻金等のお支払いを一部凍結する場合があります。

(2) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報については次のとおり利用しますが、詳しくは弊組合のホームページをご覧ください。

- ・引受の審査、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの案内・充実を行うために利用します。また、本共済契約に関する利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
- ・弊組合は農業保険法に基づく共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため、国との間で必要な範囲で利用することができます。
- ・法令において必要とされる場合、必要な範囲で第三者に提供することができます。

(3) 重大事由による解除

注意喚起情報

次の事項に該当した場合、弊組合は共済関係を解除し、共済掛金等は返還しませんのでご注意ください。

- ・弊組合に共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
- ・共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当する暴力団員であることが判明した場合
- ・上記のほか、弊組合からの信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由が発生した場合

(4) 重大事由による解除の一部例外

契約概要

注意喚起情報

組合員等の帳簿その他の飼養管理等の記録を利用して家畜の飼養頭数を効率的に確認することについて協力を得られない場合には、「(3) 重大事由による解除」と同様に共済関係を解除します。ただし、この場合には共済掛金等及び共済金の再計算を行います。再計算の結果によって、追加納入又は払い戻しが発生します。





規程等については、弊組合のホームページに掲載してあります。「NOSAIぐんま」又は「群馬県農業共済組合」で検索するか、下のQRコードをご利用ください。



NOSAIぐんま	 検索
----------	----------------------------------------------------------------------------------------

各種お問い合わせ、共済金の請求は以下の窓口までお願いします。受付は平日の8時30分から17時15分までとなります。

支所名	住所	TEL	FAX	管轄地域
中央支所	〒371-0847 前橋市大友町 1-3-12 1階	027-254-2070	027-254-2077	・前橋市・伊勢崎市・玉村町
西支所	〒370-0084 高崎市菊地町 563	027-344-2181	027-344-2184	・高崎市・安中市・藤岡市・上野村 ・神流町・富岡市・下仁田町 ・南牧村・甘楽町
北支所	〒377-0203 渋川市吹屋 370 1階	0279-26-2600	0279-26-2601	・渋川市・榛東村・吉岡町・中之条町 ・長野原町・嬬恋村・草津町 ・高山村・東吾妻町・沼田市 ・片品村・川場村・昭和村 ・みなかみ町
東支所	〒373-0806 太田市龍舞町 589-3	0276-47-5600	0276-47-5601	・太田市・桐生市・みどり市 ・館林市・板倉町・明和町 ・千代田町・大泉町・邑楽町

※Webでのお問い合わせは、ホームページ内のお問い合わせフォーム、又は右のQRコードよりお願いします。

